

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月2日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO クリストフウェバー

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当なし

【事務連絡者氏名】 該当なし

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号
(武田薬品工業株式会社武田グローバル本社)

【電話番号】 東京(3278)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 グローバルファイナンス グローバルコンソリデーション&ジャパン
レポーティング ヘッド 竹田 徳正

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社武田グローバル本社
(東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第143回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金90円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く）として、クリストフ ウェバー、岩崎真人、アンドリュー プランブ、コンスタンティン サルウコス、坂根正弘、オリビエ ボユオン、イアン クラーク、藤森義明、スティーブン ギリス、志賀俊之、ジャン＝リュック プテルおよび国谷史朗を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
監査等委員である取締役として、東恵美子およびミシェル オーシンガーを選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度に係る額および内容の一部改定の件
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く）を対象とした株式報酬制度の額および内容について、連続する3事業年度を対象として拠出する金員の上限額の改定、ならびに社内取締役に対する特別かつ一時的な業績連動型株式報酬の導入、年間株式報酬用の株式交付ポイントの算定式の変更および社外取締役に対する株式等の交付等の時期の変更にかかる改定を行う。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度に係る内容の一部改定の件
監査等委員である取締役を対象とした株式報酬制度の内容について、信託の対象期間の変更、株式等の交付等の時期の変更および追加基準ポイントの廃止にかかる改定を行う。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与の支給の件
当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）2名（海外居住の取締役および社外取締役を除く）に対する賞与につき総額730百万円以内で支給する。

< 株主提案（第7号議案および第8号議案）>

第7号議案 定款の一部変更の件（取締役報酬の個別開示について）
現行定款の第20条第2項として下記の文言を新たに追加する。

第20条（取締役の報酬等）
取締役の報酬について、その多寡に関わらず、毎年、事業報告および有価証券報告書において、個別に報酬額、内容について開示するとともに、その決定方法を具体的に示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示する。

第8号議案 定款の一部変更の件（クローバック条項の採用について）
現行定款の第20条第3項として以下の文言を新たに追加し、第27条第1項・第2項の末尾にそれぞれ下段の文言を追加する。

第20条（取締役の報酬等）
業績連動報酬において報酬額算定の基礎となる業績指標等の数値が誤っていた場合または長期インセンティブプラン（株式報酬）において株価が誤った情報を反映して不当に高くなっていたために報酬額もそれに比例して高くなった場合（例えば、過去の過大投資の減損損失が出たり、過年度決算の修正が起きたりした場合等）には、正しい指標等に基づ

いて報酬額を算定し直し、差額の報酬を会社に返還または減額（もしくは不支給）させるものとし、その内容の詳細については内規にて規定し、各取締役と会社間の委任契約書へ記載するものとする。

第27条（取締役の責任免除）第1項および第2項の各末尾

ただし、第20条第3項による報酬の返還または減額（もしくは不支給）はこの限りでないものとする。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	行使された議決権総数(個)	決議の結果 (賛成の割合)	可決要件
第1号議案	12,449,437	63,974	31,337	12,600,277	可決(98.80%)	(注)1
第2号議案						(注)2
クリストフ ウェバー	10,621,750	1,712,840	210,120	12,600,239	可決(84.30%)	
岩崎真人	12,107,572	226,990	210,176	12,600,267	可決(96.09%)	
アンドリュー プランブ	12,105,432	229,132	210,174	12,600,267	可決(96.07%)	
コンスタンティン サルウコス	11,804,438	530,082	210,217	12,600,266	可決(93.68%)	
坂根正弘	11,990,184	344,342	210,211	12,600,266	可決(95.16%)	
オリビエ ボウオン	10,713,522	1,621,024	210,186	12,600,261	可決(85.03%)	
イアン クラーク	10,342,529	1,991,985	210,206	12,600,249	可決(82.08%)	
藤森義明	12,088,859	245,684	210,195	12,600,267	可決(95.94%)	
スティーブン ギリス	12,120,741	213,801	210,196	12,600,267	可決(96.19%)	
志賀俊之	11,244,741	1,089,781	210,204	12,600,255	可決(89.24%)	
ジャン=リュック プテル	12,097,186	237,267	210,285	12,600,267	可決(96.01%)	
国谷史朗	12,056,591	277,846	210,299	12,600,265	可決(95.69%)	
第3号議案						(注)2
東恵美子	12,273,339	240,222	31,182	12,600,272	可決(97.41%)	
ミシェル オーシンガー	12,270,715	242,860	31,167	12,600,271	可決(97.38%)	
第4号議案	7,998,129	4,336,378	210,200	12,600,236	可決(63.48%)	(注)1
第5号議案	9,431,359	3,082,290	31,126	12,600,304	可決(74.85%)	(注)1
第6号議案	9,602,305	2,901,846	40,583	12,600,263	可決(76.21%)	(注)1
第7号議案	6,252,850	5,889,575	416,442	12,593,835	否決(49.65%)	(注)3
第8号議案	6,574,245	5,534,071	450,643	12,593,927	否決(52.20%)	(注)3

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4)賛成・反対・棄権の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主による各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立した（株主提案については会社法上否決されることが明らかになった）ため、本株主総会当日に出席した株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

以上